

# 会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

	所管課	福祉課
会議名 (審議会等名)	令和元年度 第1回嬉野市障がい者生活向上推進委員会	
開催日時	令和元年 10月24日(木) 午前10:00~11:20	
開催場所	嬉野市役所(嬉野庁舎) 1-1会議室	
傍聴の可否	○可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由		
出席者	委員	北川正大委員、古川信子委員、坂口典子委員 蒲原知愛子委員、森田哲之委員、陣内清委員、 本村淳子委員
	事務局	福祉課長、福祉課副課長
	その他	
会議の議題	別紙のとおり	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嬉野市障害者等に係る日常生活用具給付等の給付事業実施要綱の一部改正について</li> <li>・聴覚障害者用災害時安否確認システム チラシ</li> <li>・障がい者スポーツフェスタ 2019in うれしの チラシ</li> <li>・第17回ほっとマンマ in 嬉野 チラシ</li> </ul>	
審議等の内容	別紙のとおり	

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	福祉課
議 題	災害時の避難の不安等について		
内 容			
審議経過	事務局	<p><b>【事務局からの説明（前回会議時の回答等含む）】</b></p> <p>① 前回会議時の聴覚障害者サポートセンターの災害確認システムについては、聴覚障害者限定のもので、窓口来庁者1名について登録を促し、登録された事例を把握している。</p> <p>② ヘルプマークの交付状況について、ボッチャ大会・社会福祉大会・手をつなぐ育成会総会時にご協力いただき、今年9月末現在で124件の配布。</p> <p>③ 令和元年9月30日施行日常生活用具給付費等要綱の一部改正（2点）について</p> <p>「点字器の給付対象者を視覚障害者2級以上（学齢者以上）」を「視覚障害者であって必要が認められるもの（学齢者以上）」へ。</p> <p>人口呼吸器等用自家発電機又は外部バッテリーのいずれか1種目の対象品目追加。対象者は在宅で人工呼吸器等を装着している身体障害者。医療的ケアが必要な児童等世帯には福祉課より内容説明を行った。</p> <p>④ 8月末の大雨での障害者の避難状況や対応について</p> <p>障害者の方の避難所への避難等はなかったようである。在宅で人工呼吸器等を装着している医療的ケアが必要な方については、福祉課より連絡を行い、1件について自家発電機を総務・防災課より自宅へ届けた。</p> <p>避難行動要支援者名簿の作成状況。掲載者1242名のうち、提出330名（今年7月末）。今年度中に未提出者へ文書再送予定。</p> <p><b>【委員の審議】</b></p> <p>① について</p>	

委員	聴覚障害者サポートセンターの災害確認システムはスマートフォンからしかできないのか。携帯電話ではできないか。災害時聴覚障害者の方は不安が大きいと思うので、市報等で広くお知らせしたほうがよいと思います。
委員	聴覚障害者の方は、市内に100人ほどいらっしゃるようなので、このような制度があることについてお知らせを。
事務局	携帯電話からの操作ができないか、聴覚障害者サポートセンターへ確認をします。広報についてもサポートセンターに問い合わせます。
委員	② について ヘルプマーク・カードについて、作業所利用の方はバッグ等にマークをつけてある。広報等は？
事務局	昨年広報をしてあります。
委員	各大会等でお知らせや配布をしたりもされている。
委員	11月に嬉野市でスポーツフェスタもあるので、そこでのお知らせや配布もよいと思います。
委員	手助けが必要かなと思う方で、ヘルプマークを付けてあれば、躊躇少なく手助けできると思うので、ぜひ普及を。
委員	障害者手帳を持っている方だけではなく、義足や人工関節、介護保険の認定を受けてあるような方、妊娠初期の方など、援助が必要なことが外見からわからないような方でもいいです。
委員	手助けする側にも知ってもらわないといけない。
事務局	人が多く集まるスポーツフェスタ等でお知らせをしていきたいと思えます。手助けする側の方についても、これがどのようなマークなのかをお知らせしていきたいと思えます。
委員	④ について 8月末の災害時、1件の方について発電機を貸し出した件は、風が強く停電の危険があった。基本的には避難所に行っていたのだが、人工呼吸器装着で避難所まで行くのも大変なので、貸出した。
委員	市の防災計画では、障がいがある方についても、一時避難所に行って、そこから福祉避難所へ行くような流れになっている。障がいがある方については、避難行動計画でまっすぐ福祉避難所に行けるよう要望を出している。 避難所に行くまでも、増水時でも川を越えて行かないといけないような事もある。各地区の公民館にでも発電機を設置して、そこに避難すれば携帯電話の充電など電気が使えるようにすればいい

委員	<p>いと思う。</p> <p>大規模災害時には市役所から現地に行けない場合もあると思う。各コミュニティなどにある防災倉庫には発電機があるとのことだが、</p>
事務局	<p>そこへも行けない事態もあると思う。</p> <p>県立高校（嬉野高校、嬉野高校塩田校舎（塩田工業）、特別支援学校）にも発電機が設置してあります。個人病院で発電機を購入される場合は県の補助があるそうです。</p>
委員	<p>災害時の物資も1階に置いていたら水に浸かるおそれもあるので、2階などにも分けて置いておくことも必要。</p>
委員	<p>避難行動計画作成の提出をされていない方についても、今回の近隣の大規模な災害等があったりして意識がかなり変わっていると思う。</p>
委員	<p>今まで災害にはあった事がないので、今回もここは大丈夫とってしまうこともあると思う。</p>
委員	<p>消防署の方の話で、レベル2（注意）の時であれば、避難行動計画等で支援が必要な方の支援をできるが、レベルが上がってしまったら消防署では緊急出動が多くなり対応できないので、早めの行動が必要です。</p>
委員	<p>今回の災害で自分は地区の公民館に避難したが、誰も避難して来なかった。でも、笑われても避難して安全なほうがいいと思う。</p>
委員	<p>③ について</p> <p>今回、要綱の改正により発電機等も日常生活用具給付の対象になったとの事だが、11月の会議時に療育手帳をもっている方についても、季節の変化などふらつきが出たりして手すりなどが必要な時があるので日常生活用具給付や住宅改修の対象にできないかと質問していた。転倒の危険があったりするので、ぜひ要綱改正で対象とできないか、対象を「身体障害者」から「障がい者」にできたらいいと思う。ぜひ検討をお願いします。</p> <p>国が定めたものや近隣市町の状況等との関係もあるので、よく確認をしてから可能であれば検討をお願いします。</p>
事務局	<p>8月の災害後、自立支援協議会において消防署の方から、レベル2位で行動を起こすこと、避難して何もなければ、何もなくて良かったと思うこと、避難したことが無駄だったと思わないことが大事ですとの話があった。委員さんが言われていたように笑われても避難することが大事。</p>

	委員	塩田の布手地区は、防災意識の高い地区で、区長さん役員さんの声掛けで6割の方が避難し、残りの方は2階以上の場所にいたそうです。地域の掛け声、自分でも意識を持つことが大事だと思う。各戸に配布してあるハザードマップで自分の家や居る場所を見て、危険な場所かどうかを確認することも大事。
	委員	避難してきた方の中には、ペットを連れてくる方もいるので、その問題もある。ペット連れでは避難所に入れず、車で過ごして
	委員	色々な障害が出てきたりする。災害が発生したら、様々な問題が発生してくるので、今後も課題として検討していきたいと思う。
	委員	災害が発生したとき、どこに障害者や支援が必要な方がいるかがわからない事態も考えられる。
	委員	支援が必要な方の避難行動計画が作成されて、区長・民生委員等へ配布されていても、大事なものだからと深くなおしてしまっ
	委員	ているなど、取扱いも難しい。日頃から隣近所声を掛け合っていることが大事だが、精神障害の方
	委員	方は近所との付き合いが疎遠になったりしている。障がいがある方は、精神的に混乱して避難所で騒いだり、横になっていないといけ
	委員	ない方だったり、なかなか一般の方と同じ避難所では過ごしづらいという事もある。ぜひ、まっすぐ福祉避難所へ避難できるようにしたい。障がいがない方で、家の近くが福祉避難所である方についても、福祉避難所へ避難するという事態も考えられる。避難所についても、今後もさらに検討が必要である。